

巻頭  
言

## 診療報酬改定



会長 山崎 學

令和2年4月に行われる診療報酬改定が中医協で議論されている。この号が発刊される頃には、具体的な点数がついた改定項目が出ているはずである。

今回の診療報酬改定は、令和元年10月の消費税増税に伴って行われた改定と比較して、財源的には国費600億円程度のプラス改定になる。具体的には、診療報酬改定全体では+0.55%（医科+0.53%、歯科+0.59%、調剤+0.16%）で、医科0.53%のなかで救急病院における勤務医の働き方改革対応として+0.08%を配分するとされた。一方で薬価0.98%、医療材料0.02%を引き下げるために、全体としては0.47%のマイナス改定である。

主な改定項目は、①常勤配置に係る要件および専従要件の見直し、②病棟薬剤業務実施加算についての評価の見直しと対象病棟の見直し、③病棟薬剤業務実施加算および薬剤管理指導料について常勤薬剤師の配置要件に対する見直し、④夜間看護体制加算等に係る要件の見直し、等である。

精神科関係の改定項目は、日精協からの改定要望項目を考慮して、以下の要件の見直し、点数付けが行われる予定である。

- ①地域移行機能強化病棟入院料の経過措置の延長と要件の見直し
- ②精神科急性期治療病棟入院料における精神科急性期医師配置加算の実績に係る要件の見直し
- ③精神療養病棟入院料等における持続性抗精神病注射薬剤に係る薬剤および管理料の見直し
- ④精神科救急入院料について複数病棟の届け出における病棟単位に満たすべき要件の明確化
- ⑤精神病棟における精神科身体合併症管理加算について対象疾患の見直し
- ⑥精神病棟における長期入院患者の高齢化に対して、精神療養病棟入院料における疾患別リハビリテーションに係る要件の見直し
- ⑦ギャンブル依存症の集団治療プログラムについての新しい評価
- ⑧発達障害等、児童思春期の精神科疾患に対して小児特定疾患カウンセリング料についての要件見直し
- ⑨精神病棟における退院時の多職種・多機関による共同指導
- ⑩精神病棟の入院患者に対する栄養サポートチーム加算の対象病棟見直し

今回の診療報酬改定は前回改定から6カ月後ということもあり、財源がないままでの改定となり、入院基本料については働き方改革に沿った救急救命・急性期一般病院を中心に行われる。精神科については日精協社員総会で会員病院から要望があったものを中心に要望した結果、さまざまな要件緩和が行われることとなった。しかし、いつの改定でも、改定項目関連で出される通知をしっかりと確認する作業が4月下旬まで続く。改定項目の最終確認、関連通知の再確認をきちんと行っていくつもりである。